

(介護予防) 特定施設入居者生活介護運営規程

メディカルケアハウス甲南山手

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千種会が運営するメディカルケアハウス甲南山手（以下「事業所」という。）が行う（介護予防）特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）は、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、特定施設に入居する者（以下「入居者」という。）が、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員等は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名称 メディカルケアハウス甲南山手
- 2) 所在地 神戸市東灘区本庄町2丁目8番36号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者：1名（常勤兼務 1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行う。

- 2) 生活相談員：1名（常勤兼務 1名）

生活相談員は、入居者の処遇に関する計画を立案し、個別的相談に応じるとともに、介護職員等に対して必要な指導助言を与える。

- 3) 介護職員：15名（常勤 6名、非常勤 9名）

介護職員は、利用者に対して必要な介護にあたる。

- 4) 看護職員：3名（常勤専従1名・常勤兼務1名、非常勤1名）

看護職員は、利用者の健康管理及び、施設内の保健衛生にあたる。

- 5) 栄養士：1名（常勤兼務 1名）

栄養士は、利用者の栄養管理にあたり、献立表を作成し調理員を指導する。

6) 機能訓練指導員：1名（非常勤兼務 1名）

機能回復訓練員は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

7) 計画作成担当者：1名（常勤兼務 1名）

計画作成担当者は、専ら入居者に対する特定施設サービス計画の作成に従事するが、入居者の処遇に支障がなければ、他の職務に従事することもある。

8) 調理員

調理員は、栄養士の献立表に基づき、入居者に提供する食事の調理にあたる。

（入居定員）

第5条 入居定員は、24名及び居室数24室とする。

（指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の内容）

第6条 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの内容は次のとおりとする。

- ①介護
- ②食事の提供
- ③社会生活上の便宜の供与等
- ④機能訓練
- ⑤健康管理
- ⑥相談及び援助
- ⑦その他必要なサービス

（利用料等の受領）

第7条 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。なお、厚生労働大臣が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示する。

2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。

- ①管理費 69,000円（2階）/74,000円（3階）
- ②食費 48,764円/月額
- ③事務費 10,000円～54,600円/月額
- ④独自の介護費 127,290円/月額
- ⑤冬期加算 2,160円/月額（11月～3月）
- ⑥利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費
- ⑦理美容代 実費
- ⑧オムツ等にかかる費用 300円/日 または 600円/日
- ⑨前各号に定めるもののほか、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

- 3 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者家族の同意をえるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護職員等は、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供中に、入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

- 2 入居者に対する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、職員に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年4回以上（法人全体研修・事業所別研修・外部研修）

- 2 施設は職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じる。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれるとされることも留意しなければならない。
 - (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発する。
 - (2) 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知する。
- 3 従業員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
 - 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があるものとする。
- 5 事業所は利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱え

る問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるような特定施設サービス計画を作成されなければならない。作成に当たっては、その内容等を利用者に説明し、同意を得て交付しなければならない。事業所は、施設サービスに関する記録を整備し、サービスを終了した日から5年間保存するものとする。

- 6 この規程に定めるもののほか、施設の管理及び運営に関して必要な事項は、社会福祉法人千種会理事長と管理者が協議して別に定める。

第12条 利用者の使用する施設・設備、食器、その他の備品、又は食材、飲料について、衛生管理に努めるとともに、食中毒及び感染症予防のために必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、事業所において食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように、保健所の助言又は指導を受けるものとします。また次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を
定期的実施する

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するために、次の措置を講
じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し
て行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、
介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止、身体拘束抑制のための従事者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止、身体拘束抑制のために必要な措置
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施
するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を
策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期
的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とする。

(身体拘束)

第 15 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から改正する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から改正する。

この規定は、令和 7 年 9 月 1 日から改正する。

【運営規程 更新履歴】

更新年月日	施行年月日	主な更新内容
令和 2 年 7 月 1 日	同 左	(利用料等の受領) 第 7 条の 2
令和 5 年 4 月 1 日	同 左	(施設の利用に当たっての留意事項) 第 8 条 条項追加
令和 6 年 9 月 1 日	同 左	運営規定一部改正 (内容更新・食費の改定)